

中小ものづくり高度化法に基づく認定計画の変更について

平成21年2月
中部経済産業局

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき認定された研究開発等計画の変更については、以下の取り扱いを参考にしてください。

1. 変更申請の必要な場合の例

以下の場合、法第5条第1項の変更とみなし、認定計画の変更申請が必要になりますので、できるだけ早くご相談ください。

- ・ 計画名の変更
- ・ 計画実施期間の変更
- ・ 主たる研究開発等実施場所の変更
- ・ 認定事業者（申請者及び共同申請者）の変更（脱退、追加、入れ替え）
- ・ 協力者の脱退（入れ替えは除く）
- ・ 資金調達額が大きく変更された場合
- ・ 資金調達方法を「金融機関からの借入れ」に変更する場合
- ・ その他重要な項目の変更（基盤技術の種類、高度化目標、研究開発の実施方法 等）

2. 変更申請の不要な軽微な変更の例

以下の場合、法第5条第1項の変更とはみなさないものとします。

- ・ 単価の増減等による資金調達額の若干の変更
- ・ 協力者の入れ替え及び追加
- ・ 協力者の入れ替え及び追加に伴う研究開発項目（サブテーマ）の実施者の変更
- ・ 資金調達先の変更（ただし、金融機関からの借入れに変更する場合は除く。）
- ・ その他の認定された特定研究開発等計画の主旨を変えないような軽微な変更

3. 認定計画の変更手続（添付書類）

変更申請の必要な場合は、認定申請を行った経済産業局に以下の書類を添付して申請してください。なお、「戦略的基盤技術高度化支援事業（委託費）」（公募予定）への応募を予定されている場合は、事前に変更認定を受ける必要があります。

様式第2（申請書）

変更後の計画（様式第1の別表を活用）

申請者及び共同申請者の定款

申請者及び共同申請者の最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合においては直近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

これらの書類のうち、、の書類については、変更がない場合には、申請書にその旨を記載して添付を省略することができます。ただし、経済産業大臣が特に必要であると認めるときは、提出を命じることがあります。

4. 申請書の提出先

申請書の提出先となる経済産業局は、「主たる研究開発等の実施場所」(本社所在地ではありません)を管轄する経済産業局となります。

中部経済産業局の場合、愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県になります。
(申請書の宛先は、「経済産業大臣」から「提出先の経済産業局長」に修正の上、提出してください。)

【中部経済産業局の受付窓口】

中部経済産業局 産業部 製造産業課

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 TEL:052-951-2724

5. 申請書の受付期間

申請については、随時受付けております。

なお、申請内容の特定ものづくり基盤技術高度化指針との適合等の確認が必要となるため、当局の受付窓口へあらかじめご相談いただきますことをおすすめします。

【参考】中小企業のモノ作り基盤技術の高度化に関する法律（抄）

(特定研究開発等計画の認定)

第四条 中小企業者は、特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために単独で又は共同で行おうとする特定研究開発等に関する計画(中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。))が行う特定研究開発等に関するものを含む。以下「特定研究開発等計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その特定研究開発等計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、中小企業者が共同で特定研究開発等計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に届け出るものとする。

(特定研究開発等計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。